

ペットボトルキャップの資源循環の促進に関する連携協定書

尼崎市（以下「甲」という。）と日本山村硝子株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携し、尼崎市内から生じる使用済みペットボトルキャップ（以下「キャップ」という。）の回収、再資源化を通じて、循環型社会の形成及び環境負荷の低減を図ること目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力する。

- （1）キャップの分別回収の推進に関すること
- （2）回収ボックスの設置及び回収体制の確保に関すること
- （3）回収されたキャップの再資源化・再製品化の推進に関すること
- （4）市民等へのキャップの資源循環にかかる普及啓発に関すること
- （5）キャップの資源循環を活用した環境教育の実施に関すること

（甲及び乙の役割分担）

第3条 本協定の連携事項の実施に当たり、甲及び乙の役割分担は、次のとおりとする。

【甲の役割】

小学校等に設置した回収ボックスからキャップを回収し、乙へ引渡す。

【乙の役割】

甲が回収したキャップに中間処理を行い、製品化等で再利用する。

【共通の役割】

- （1）市民等に対し、キャップの分別回収を推進する。
- （2）環境イベント等を通じて、市民等を対象にキャップのリサイクルに関する普及啓発活動を行う。
- （3）小学校の児童等に対して、キャップの資源循環を題材に環境教育を実施する。

（定期協議）

第4条 甲及び乙は、第2条各号に定める事項を円滑にかつ効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

(本協定の期間)

第5条 本協定の有効期間は、締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1カ月前までに、甲又は乙のいずれからも書面をもって更新しない旨の申し入れがないときは、さらに本協定と同一条件で1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、本協定を通じて知り得た相手方の機密情報を、相手方の承認を得ないで第三者に開示・漏洩してはならず、本協定の目的以外に使用してはならない。

2 前項の規定は、本協定の有効期間満了後も効力を有するものとする。

(関係法令上の責任)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく履行に関し、関係する各種法令等を遵守するものとする。

(本協定の変更)

第8条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、双方の合意により必要な変更を行うことができる。

(本協定の解除)

第9条 甲又は乙は、相手方が法令又は本協定の趣旨に反すると認めた場合には、本協定を解除することができる。

2 甲又は乙は、相手方が次の各号の一に該当した場合には、何ら通知催告を要せず、本協定を解除することができる。

(1) 自ら、その役員（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいう。以下この号において同じ。）又は実質的に経営を支配する者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、関係者、その他反社会的勢力（以下併せて「反社会的勢力」という）であると認められるとき、又は反社会的勢力であったとき。

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞な

どを用いるなどしたとき。

- (7) 自身が反社会的勢力である旨を伝え、又は、関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどしたとき。
 - (8) 自ら又は第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為をしたとき。
 - (9) 自ら又は第三者を利用して、相手方の業務を妨害した場合、又は、妨害するおそれのある行為をしたとき。
 - (10) 資材、原材料等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(1)から(9)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (11)(1)から(9)までのいずれかに該当する者を契約等の相手方としていた場合((10)に該当する場合を除く。)に、当該契約等の解除を求めるもこれに従わなかったとき
- 3 前2項の規定により本協定が解除された場合には、被解除当事者は、当該解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

(その他)

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙は協議してこれを定めるものとする。

(合意管轄)

第11条 本協定に関する訴訟その他一切の紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名・押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年1月9日

甲 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼崎市
尼崎市長 松本 真

乙 兵庫県尼崎市西向島町15番1
日本山村硝子株式会社
代表取締役 社長執行役員 山村 昇